

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月15日提出

日野町長 裕田 淳一

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日

日野町長 埴 田 淳 一

日野町固定資産評価審査委員会条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服の審査の手続等を規定している日野町固定資産評価審査委員会条例について、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印及び署名を不要とするもの。

2 改正内容

審査の申出者が提出する「審査申出書」の押印の廃止及び口頭審理において申出者が提出する「口述書」の署名、押印の廃止。

3 附則規定

(施行月日)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

日野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日野町固定資産評価審査委員会条例(昭和45年日野町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査の申出) 第4条 略 2及び3 略 4 略 5 略 (口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) 略 6～8 略	(審査の申出) 第4条 略 2及び3 略 4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは、総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u> 5 略 6 略 (口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者がこれに署名、押印しなければならない。</u> (1)～(3) 略 6～8 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

